

令和元年 5 月 29 日

株式会社レオパレス 21

代表取締役社長 深山 英世 殿

国土交通省住宅局建築指導課
課長 淡野 博久

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合に関する
指示事項における追加対応について

国土交通省住宅局長から指示した「共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合への対応について」（令和元年 5 月 29 日付け国住指第 397 号）により、改修等の迅速な実施、原因究明及び再発防止策等の報告等を求めたところであるが、以下のとおり追加して具体的な内容を指示するので、対応をお願いします。

(1) 入居者等の安全・安心の確保関係

- ・耐火建築物として確認申請をしたと報告のあった 2,240 棟において、今夏前に調査完了し、不適合が判明した場合、本年 10 月までに全棟改修完了すること。
- ・耐火建築物として確認申請を行った可能性のある鉄骨造の物件 510 棟の調査についても同様に対応すること。
- ・その他の物件において、同様の不備が存在しないことを早急に確認すること

(2) 原因究明関係

- ・本年 6 月 21 日までに原因究明結果を報告すること。(当該報告が中間的なものになる場合には、引き続き継続して調査を実施し最終的な報告をすること)
- ・原因究明結果の報告に関し、貴社において、最低限整理すべき事項として、以下を指示する。なお、報告するにあたり、どのような方法で第三者性を確保したかについて、併せて報告すること。

① 調査について

- 調査体制、調査の独立性・客観性を確保するための措置、調査の対象範囲、調査方法、調査の前提条件 等

② 各シリーズにおける不適切事案の具体的内容

- 不適切事案の種類、開始時期、背景、当該不適切行為の実行者、動機、当該不適切行為を認識していた者の範囲、当該不適切行為の発覚の経緯、発覚から公表までの経緯
- 本年 5 月 29 日公表事案に係る建築確認の設計図書と施工に用いられた図面・資料との相違が生じた原因及び責任者等（工場における建築部材の生産体制を含む）並びに設計・施工・工事監理の体制、及び各段階における不適切行為の有無と内容

- 故意かどうか及びその判断理由
- 組織的関与の有無及びその判断理由

③ 原因分析

- 上記において認定した事実に即して分析

以上